



上尾市

農業委員会だより

第14号
令和3年1月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



生産者の大木 晴夫さんと隆太郎さん



ポインセチア（大木園芸）

新年、明けましておめでとうござい
ます。

日頃より農業委員、農地利用最適化
推進委員の活動に対し、皆様のご理解
とご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和二年は、新型コロナウイルス感
染症の世界的な流行による各種イベン
トや外出自粛の影響から、農畜産物へ
の需要が減少し、農業にとっても大変
厳しい一年となりました。一日も早い
コロナ禍の終息を心からお祈り申し上
げます。

さて、上の写真は、市内藤波で花卉
の生産販売をされている大木晴夫さん
のガラスハウス内の様子です。ポイン
セチアの他にも、大木さんはパンジー
やマリーゴールド、ペチュニアなど季
節ごとの様々な花苗や観葉植物を栽培
しています。

今年、農業委員会の改選から3年目
の年になります。地域の身近な相談役
としての役割を再認識して、積極的に
活動していきたいと思っております。ご支
援とご協力を賜りますよう、よろしくお
願い申し上げます。



上尾市農業委員会

会長 今川 修一

**今こそ
地産地消!**



上尾ぐるめ米ランド が オープンしました!



令和2年8月20日、JAさいたまの直売所「上尾ぐるめ米(まい)ランド」が中分二丁目にオープンしました。店内では北部地区をはじめ、JAさいたま管内で生産された新鮮な農畜産物を購入することができます。また、地元農畜産物を使ったサンドイッチなどの総菜パンや菓子パンなど、たくさんのパンが製造販売されています。

新型コロナウイルス感染症拡大による各種イベントや外食自粛の影響から、農畜産物の需要が減少しています。上尾市にも、美味しく安全・安心な農畜産物がたくさんあります。地域でとれた農畜産物を買って食べて、みんなで地元の生産者を応援しましょう!







上尾ぐるめ^{まい}米ランド

- 住所 上尾市中分2-124
- 電話番号 048-778-9711
- 営業時間 10:00~17:00
- 定休日 火曜日、年末、年始



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 農業者への支援策について

持続化給付金

申請受付期間：令和3年1月15日まで

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給されるものです。

家賃支援給付金

申請受付期間：令和3年1月15日まで

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少に直面する事業者に対して、事業の継続を支えるために地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金です。

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金

申請受付期間：令和3年3月31日まで
(令和2年10月1日から同年12月31日までの休業分)

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して支給されるものです。

詳しくは、農林水産省HP (https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html) でご確認ください。

— 農地パトロールを行いました —



パトロールの様子（大石地区）

市農業委員会では農地法の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールを行いました。これは、荒廃が著しい農地や無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消などを目的に行うものです。昨年と同様にタブレット端末を利用し、昨年の状況と見比べながら遊休農地や農地法に違反する無断転用地を確認しました。

遊休農地の発生。

違反転用を防ぐ

遊休農地を放置すると、周辺の農地に迷惑を及ぼすだけでなく、ゴミの不法投棄の原因になるほか、冬季には枯れ草となり周辺住民に火災の不安を抱かせたり、病害虫発生の原因となる恐れがあります。また、無断転用地は、法人が一億円以下の罰金、個人が三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられるほか、計画しようとする農地転用ができなくなる場合があります。市農業委員会は、農地の有効活用と適正利用を図るため、該当農地の所有者・利用者に対して指導を行っていきます。



遊休化した農地の例

加入するとメリットがたくさん！

- ◆少子高齢時代に強い、積み立て方式・確定拠出型
- ◇月額2,000円～67,000円の間で、1,000円単位で保険料を自由に決めることができます
- ◆終身年金で、80歳までの死亡一時金が出ます
- ◇保険料は社会保険料控除の対象になります
- ◆保険料の国庫補助があります

詳しくは、農業者年金HP (<http://www.nounen.go.jp>)へ

農業者年金

検索



農業者年金に 加入しませんか

加入要件

- ①～③のすべてに該当している方であれば、どなたでも加入することができます。
- ①年間60日以上、農業従事している方
 - ②国民年金第1号被保険者
 - ③20歳以上60歳未満の方

こんな方におすすめ！

- ・農家の後継者
- ・農業経営者の奥さんなど



お済みですか？

特定生産緑地制度と指定手続きについて

生産緑地制度は、都市農地を計画的に保全する制度であり、平成29年に生産緑地法の一部が改正されて特定生産緑地制度が創設されることになりました。特定生産緑地制度は、指定から30年を経過する生産緑地について、買取申出が可能となる始期を10年ごとに延長する仕組みです。

現行の生産緑地地区は、都市計画決定告示日（上尾市の場合は平成4年12月7日）から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、従来適用されていた税制措置が変わります。

特定生産緑地に指定されると…	特定生産緑地に指定されないと…
①固定資産税等は、引き続き農地評価・農地課税 ②10年ごとに特定生産緑地の継続可否を判断できる ※主たる従事者が死亡・故障した場合は、その都度 買取申出が可能 ③相続発生時に相続税の納税猶予を適用できる	①段階的に固定資産税等の負担が増加する ※5年間で段階的に宅地並み課税の税額まで上昇 ②いつでも買取申出が可能 ※買取申出を行わない限り、生産緑地としての行為制限が継続 ③相続発生時に相続税の納税猶予を受けられない

上尾市では生産緑地を所有している方を対象に、特定生産緑地指定に必要な「特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書」をお送りしています。特定生産緑地の指定を希望する方は、**令和3年1月29日(金)までにみどり公園課**へ提出してください。なお、30年経過後は、特定生産緑地指定ができませんので、ご注意ください。

特定生産緑地制度については **みどり公園課**（048-775-8129）
納税猶予については **農業委員会事務局**（048-775-9694）までお問い合わせください。



サツマイモ掘りの様子（山岸進さんの畑にて）

農業委員会だよりをお読みいただき、ありがとうございます。発行にあたり、お忙しい中ご協力いただいた方々には感謝申し上げます。今後とも内容を充実させ、皆様のお役に立つ情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

左の写真は、令和二年十月に撮影した、上尾富士見幼稚園の皆さんがサツマイモ掘りをしていく様子です。土の中から次々と出てくるサツマイモを、子どもたちが目を輝かせて掘り返していました。こうした体験がきっかけになって、子どもたちが農業に興味を持ってくれたら嬉しいですね。

